庁内各局部課長 各附属機関の長殿 各地方機関の長 (参考送付先) 各都道府県警察の長 
 原議保存期間
 1年 (令和5年3月31日まで)

 有 効 期 間
 二種 (令和5年3月31日まで)

警察庁丁人発第42号、丁企画発第108号 丁教厚発第158号

令和4年2月15日警察庁長官官房人事課長警察庁長官官房教養厚生課長

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に伴う対策の徹底について(通達)

「新型コロナウイルス感染症に関するまん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加及び実施すべき期間の延長について(通達)」(令和4年2月10日付け警察庁丙備二発第7号ほか)により示達されているとおり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定)が変更された。これを受けて、内閣官房内閣人事局から「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に伴う対策の徹底について(通知)」(令和4年2月14日付け内閣人事局人事政策統括官通知。別添。)が発出されたことから、各位にあっては、同通知を踏まえ引き続き感染拡大防止に努めること。

なお、同通知中の「1」を踏まえた内部部局における取組は別途通達するところ、各附属機関及び各地方機関においても、各都道府県からの事業者に対する要請の状況を踏まえて、出勤者数の削減目標を設定し、業務継続の観点からも必要な取組を実施すること。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に伴う対策の徹底について(通達)」(令和3年11月25日付け警察庁丁人発第669号ほか)は廃止する。

## 【公印·契印(省略)】

閣 人 人 第 83号 令和 4 年 2 月 14日

各府省等官房長等 殿

内閣官房内閣人事局人事政策統括官

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に伴う 対策の徹底について(通知)

各府省等に対しては、職場内外での感染拡大防止等について徹底を要請してきたところですが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和4年2月10日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定)が示されたことから、今後、同方針や都道府県からの要請を踏まえるとともに、特に、下記について徹底していただきますよう、お願いします。

なお、所管の独立行政法人に対しても、下記の対応について、周知をお願いします。

記

- 1. 都道府県からの事業者に対する要請を踏まえ、業務継続の観点からも、出勤者数の削減目標を設定して、できる限り、テレワークの活用等(終日のほか、出退勤の混雑時間帯に行う等の部分的なもの、時差出勤を含む。)に取り組む。(今回改正部分)
- 2.職場における感染拡大防止については、「職員が新型コロナウイルス感染症に感染した疑いが生じた場合の措置について」(令和2年4月16日、令和2年5月27日改正、内閣人事局内閣参事官(福利厚生担当))、人事院による通知等を踏まえ、感染対策を徹底する。
- 3. 飲食店利用等の職場外の行動についても、感染対策を徹底するよう、職員に対して周知徹底する。

なお、下記通知に定めていた事項については、以後、本通知に従って対応ください。

・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に伴う対策の徹底について(通知)」 (令和3年11月24日内閣官房内閣人事局人事政策統括官)

## 【参考資料】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和4年2月10日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(参考1)
- ・「職員が新型コロナウイルス感染症に感染した疑いが生じた場合の措置について」(令和2年 4月16日、令和2年5月27日改正、内閣人事局内閣参事官(福利厚生担当))(参考2)